

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止を推進するため、温暖化の防止と暮らしやすさを両立する賢い選択「COOL CHOICE」を実践する者に対して、予算の範囲内において、その実際に要した経費の一部を補助することにより、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及を図り、もって未来の子ども達が心の安らぎと豊かさを得られる“環境の都”長岡京の実現に寄与することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱に定めることのほか、補助金の交付に関し必要な事項は、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者（未成年者を除く。）をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋（店舗等併用住宅の場合は、居住の用に供する部分が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であって、個人が所有するものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、それぞれ別表1に掲げる要件を全て満たし、法令等に適合した事業を対象とする。

- (1) 薪ストーブの設置
- (2) 住宅窓の断熱改修
- (3) 太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置
- (4) 次世代自動車の購入
- (5) 家庭用燃料電池システムの設置
- (6) 太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置追加支援
- (7) 次世代自動車への転換事業者支援

(補助対象者)

第5条 補助金の対象となる者は、補助対象事業ごとに、別表2に掲げる要件を全て満たす者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、補助対象事業ごとに、別表3に掲げるとおりとする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助金の額の計算の結果、1万円に満たない場合は、補助金を交付しない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定された期間

内において、補助対象事業ごとに別表4に掲げる書類をそろえて、市長に提出するものとする。

2 補助金の交付申請は、一つの補助対象事業につき1申請者1回限りとする。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、申請者から前条の規定による申請を受け付けたときは、これを審査し、補助金交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、適合していると認めたときは、補助金の交付及び交付する補助金の額を決定し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付決定通知書(別記様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、適合していないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金不交付決定通知書(別記様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

5 第2項の交付決定通知書は、規則第9条の確定通知書を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付対象者」という。)で、補助金の交付を請求する者は、速やかに長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受け付けた場合は、当該交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、交付対象者名義の金融機関口座に振り込むことにより行う。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と市長が認めたとき。

2 前項の規定による取消しは、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金取消通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を指定し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金返還命令書(別記様式第11号)により補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還を命ぜられた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(延滞金)

第12条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったと

きは、規則第15条の規定を適用するものとする。

(調査及び協力)

第13条 市長は、この要綱による補助事業の適正な執行のため、申請のあった補助対象事業に関し、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の目的に係る範囲において、補助金の交付を受けた設備等の使用状況等の聞き取りその他の協力を求めることができる。

(処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた設備等を、別に定める期間、処分することなく、適切に管理しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(長岡京市薪ストーブ購入設置補助金等交付要綱等の廃止)

2 長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱、長岡京市住宅エコリフォーム補助金交付要綱及び長岡京市住宅用自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助対象事業	要件
薪ストーブの設置	(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅又は本市内の事業所に設置するものであること。 (2) 薪、端材等を燃料とし、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有するストーブを設置する事業で、暖房に使用するものであること。 (3) 未使用品の購入を伴うこと。 (4) 長岡京市森林組合が販売する薪を使用すること。ただし、当該薪の販売が終了したときはこの限りではない。 (5) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。 (6) 設置工事完了後、4カ月以内に第7条に規定する申請を行う事業であること。

住宅窓の断熱改修	<p>(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅の窓の断熱改修工事であること。</p> <p>(2) 本市内の業者に発注する工事であること。</p> <p>(3) 既存のガラス・窓を交換又は既存の窓の内外に二重窓を新設する工事で、熱貫流率が$4.65\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$以下の製品を使う工事であること。</p> <p>(4) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。</p> <p>(5) 改修工事完了後、4カ月以内に第7条に規定する申請を行う事業であること。</p>
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置	<p>【太陽光発電設備】</p> <p>(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅又は当該住宅と同一場所に設置するものであること。</p> <p>(2) (1)の住宅に電力を供給するため、太陽光を利用して発電を行う設備で、太陽電池出力（日本産業規格又はIEC規格等の国際規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。）が2kW以上10kW未満のもの</p> <p>(3) 電気事業者の配電線と逆潮流ありで連系するもの。ただし、余剰売電を条件とするものであり、全量売電は不可とする。</p> <p>(4) 電気事業者との電力受給を開始しており、その開始日から6カ月以内に、第7条に規定する申請を行う事業であること。</p> <p>【蓄電設備】</p> <p>(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅に設置するものであること。</p> <p>(2) 日本産業規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が1kWh以上のもの</p> <p>(3) 太陽光発電設備により発電する電力を充放電できるよう、太陽光発電設備と連系しているもの</p> <p>【共通】</p> <p>(1) 未使用品の購入を伴うこと。</p> <p>(2) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。</p> <p>(3) 「長岡京市CO₂削減倶楽部」に入会すること</p>
次世代自動車の購入	<p>(1) 国内で販売される国産の4輪車両のうち電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のいずれかであること。</p> <p>(2) 「自動車検査証」上の「使用の本拠の位置」が本市内であり、「使用者」が第7条に規定する申請者であること。</p> <p>(3) リース車両又は個人間の売買で取得した車両でないこと。</p>

	<p>(4) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。</p> <p>(5) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定を受けた車両であり、交付決定後、4カ月以内に第7条に規定する申請を行う事業であること。ただし、車両の初回登録年月が令和4年3月以降の車両であること。</p>
家庭用燃料電池システムの設置	<p>(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅に設置するものであること。</p> <p>(2) 本市内の業者に発注する工事であること。</p> <p>(3) 未使用品の購入を伴うこと。</p> <p>(4) 停電時自立発電機能付きのものであること。</p> <p>(5) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。</p> <p>(6) 設置工事完了後、4カ月以内に第7条に規定する申請を行う事業であること。</p>
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置追加支援	上記、「太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置」に同じ。
次世代自動車への転換事業者支援	<p>(1) 国内で販売される国産の4輪車両のうち電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のいずれかであること。</p> <p>(2) 「自動車検査証」上の「使用の本拠の位置」が本市内であり、「使用者」が第7条に規定する申請者であること。</p> <p>(3) リース期間が11カ月以上あること。(リースの場合)</p> <p>(4) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。</p> <p>(5) 車両の初回登録年月が令和4年8月以降の車両であること。</p> <p>(6) 車両の初回登録年月から4カ月以内に第7条に規定する申請を行う事業であること。</p>

別表2 (第5条関係)

補助対象事業	共通要件	個別要件
薪ストーブの設置	<p>(1) 市税の滞納のない者</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者</p>	市民又は市内に事業所を有する法人であること。
住宅窓の断熱改修		市民であること。
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置		市民であること。
次世代自動車の購入		市民であること。

家庭用燃料電池システムの設置		市民であること。
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置追加支援		市民であること。
次世代自動車への転換事業者支援		市内に事業所を有する法人であること。

別表3（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
薪ストーブの設置	(1) 薪ストーブ本体、煙突及び付属品の購入費 (2) (1)の取付工事費及び煙突窓の加工費	補助対象経費の2分の1 (上限10万円)
住宅窓の断熱改修	(1) ガラス・窓及びそれと不可分な部材の製品に係る費用 (2) (1)の交換及び取付工事費	補助対象経費の10分の1 (上限5万円)
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置	(1) 太陽光発電設備、蓄電設備及び付属品（パワーコンディショナ、電力変換装置等、機器の動作に必要な一体の設備を含む。ただし、HEMSや給湯設備といった、補助対象事業の趣旨と異なる設備の費用については対象外。）の購入費 (2) (1)の取付工事費	以下の(1)から(3)までを合計した額（補助対象経費の2分の1を超えるときは、2分の1） (1) 基本額 1万円 (2) 太陽光発電設備にあつては、太陽電池モジュールの公称最大出力値に1kW当たり1万円を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て、4万円を超えるときは、4万円） (3) 蓄電設備にあつては、蓄電容量に1kWh当たり1万5千円を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て、9万円を超えるときは、9万円）
次世代自動車の購入	(1) 車両の購入費	定額10万円
家庭用燃料電池システムの設置	(1) 家庭用燃料電池システム本体、配管及び付属品の購入費 (2) (1)の取付工事費	定額5万円
太陽光発電設	上記、「太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置」に同じ。	

備と蓄電設備の同時設置追加支援		
次世代自動車への転換事業者支援	(1) 車両の購入費 (2) 車両のリース料	定額10万円

別表4（第7条関係）

補助対象事業	共通書類	個別書類
薪ストーブの設置	(1) 長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号） (2) 補助金交付申請にあたっての確認書（別記様式第2号） (3) 市税納付状況及び住民基本台帳の情報の照会に関する同意書（別記様式第3号） (4) 委任状（代理申請の場合） (5) その他市長が必要と認める書類	(1) 誓約書（別記様式第4号） (2) 工事完了報告書（別記様式第5号） (3) 部屋の間取り図に施工箇所を明示したもの (4) 設置後の薪ストーブのカラー写真 (5) 設置した薪ストーブの製品カタログ、仕様書等 (6) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し） (7) 補助対象経費の額が確認できる書類として、(6)に記載の支払い額の内訳を明示したもの（契約額明細書、見積書等の写し） (8) 事業所の所在地が確認できる書類（事業者が事業所に薪ストーブを設置する場合）
住宅窓の断熱改修	(1) 工事完了報告書（別記様式第5号） (2) 部屋の間取り図に施工箇所を明示したもの (3) 施工箇所全ての工事後のカラー写真 (4) 施工した製品（ガラス、窓）の熱貫流率が確認できる製品カタログ、仕様書等 (5) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し） (6) 補助対象経費の額が確認できる書類として、(5)に記載の支払い額の内訳を明示したもの（契約額明細書、見積書等の写し）	(1) 別に定める電気事業者との電力受給契約が確認できる書類 (2) 太陽電池モジュールの配置図面 (3) 蓄電池とパワーコンディショナの建物間取り上の位置図

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 設置した太陽光パネル、蓄電池及びパワーコンディショナのカラー写真 (5) 太陽電池モジュールの製造業者又は販売業者等が作成する出力対比表（設置する太陽電池モジュールの合計出力及び個々のモジュールの製造業者、型式並びに出力を記載したもの） (6) 蓄電池の製品カタログ、仕様書等（製造業者、型式、蓄電容量を記載したもの） (7) パワーコンディショナの製品カタログ、仕様書等（製造業者、型式を記載したもの） (8) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し） (9) 補助対象経費の額が確認できる書類として、(8)に記載の支払い額の内訳を明示したもの（契約額明細書、見積書等の写し） (10) 「年間発電量予測」及び「年間自家消費量予測」を示した資料（発行されている場合） (11) 長岡京市 CO₂削減倶楽部入会申込書兼同意書
次世代自動車の購入		<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車検査証の写し (2) 申請の対象となる車両の車庫の位置が分かる地図（集合駐車場の場合は区画番号を記入） (3) 購入した車両のカラー写真（プレートナンバーが確認できること。） (4) 購入した車両の製品カタログ、仕様書等 (5) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し） (6) 支払いの対象となった車両の名称が確認できる書類（注文書、売買契約書等の写し） (7) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」に係る交付決定通知書の写し
家庭用燃料電池システムの設置		<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事完了報告書（別記様式第5号） (2) 住宅の敷地図に施工箇所を明示したもの (3) 設置後の家庭用燃料電池システムのカラー写真 (4) 設置した家庭用燃料電池システムの製品カタログ、仕様書等

		<p>(5) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し）</p> <p>(6) 補助対象経費の額が確認できる書類として、(5)に記載の支払い額の内訳を明示したもの（契約額明細書、見積書等の写し）</p>
<p>太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置追加支援</p>		<p>上記、「太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置」に同じ。</p>
<p>次世代自動車への転換事業者支援</p>		<p>(1) 自動車検査証の写し</p> <p>(2) 申請の対象となる車両の車庫の位置が分かる地図（集合駐車場の場合は区画番号を記入）</p> <p>(3) 導入した車両のカラー写真（プレートナンバーが確認できること。）</p> <p>(4) 導入した車両の製品カタログ、仕様書等</p> <p>(5) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン・リース契約書等の写し）</p> <p>(6) 支払いの対象となった車両の名称が確認できる書類（注文書、売買契約書等の写し）</p> <p>(7) 事業所の所在地が確認できる書類</p>

年 月 日

長岡京市長 様

〒

（申請者）住所：

氏名：

※薪ストーブ設置・次世代自動車への転換補助を申請する事業所の場合は、所在地、事業所名、代表者名、担当者名を記載

電話：

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付申請書兼実績報告書

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。申請にあたり、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

□にチェック(☑)をし、()に必要な事項を記載してください。1枚の申請書で申請できる補助対象事業は一つです。また、1人の申請者が申請できるのは、一つの補助対象事業につき1回限りです。	
□薪ストーブの設置	補助金申請額 … 補助対象経費の1/2 (千円未満切捨)上限10万円 (円)
□住宅窓の断熱改修	(いずれか選択)□ガラスの交換 □二重窓の設置 補助金申請額 … 補助対象経費の1/10 (千円未満切捨)上限5万円 (円)
□太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(追加支援含む)	太陽光発電設備 (公称)出力合計 (kW… Ⓐ) ※小数点以下第3位を四捨五入 蓄電設備 (公称)蓄電容量 (kWh… Ⓑ) ※小数点以下第3位を四捨五入 補助金申請額 ※下記のとおり。ただし、下記の計算で補助対象経費の1/2を超えるときは1/2の額 【太陽光部分】 Ⓐ ×1万円(千円未満切捨)上限4万円 (円… Ⓒ) 【蓄電池部分】 Ⓑ ×1万5千円(千円未満切捨)上限9万円 (円… Ⓓ) 【合計】 Ⓒ + Ⓓ +基本額1万円 = (円)
□次世代自動車の購入(個人)	(いずれか選択)□電気自動車 □プラグインハイブリッド自動車 □燃料電池自動車 補助金申請額 … 一律10万円 (円)
□家庭用燃料電池システムの設置	補助金申請額 … 一律5万円 (円)
□次世代自動車への転換事業者支援	(いずれか選択)□電気自動車 □プラグインハイブリッド自動車 □燃料電池自動車 補助金申請額 … 一律10万円 (円)

別記様式第2号（第7条関係）

補助金交付申請にあたっての確認書

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱第7条第1項に基づき、補助金の交付申請をするにあたり、特に下記の事項の確認を行いましたので申し出ます。

申請する補助対象事業について、下記内容を確認の上、右端の□にチェックを(☑)をしてください。		
薪ストーブ の設置	設置場所は申請者の住民票上の住所と同一又は申請者である事業所の所在地です。	<input type="checkbox"/>
	工事完了後4カ月以内に申請するものです。	<input type="checkbox"/>
住宅窓の断 熱改修	改修場所は申請者の住民票上の住所と同一です。	<input type="checkbox"/>
	長岡京市内の業者に発注する工事です。	<input type="checkbox"/>
	工事完了後4カ月以内に申請するものです。	<input type="checkbox"/>
太陽光発電設 備と蓄電設備 の同時設置(追 加支援含む)	設置場所は申請者の住民票上の住所と同一です。	<input type="checkbox"/>
	太陽電池出力が2kW以上10kW未満、蓄電容量が1kWh以上です。	<input type="checkbox"/>
	電気事業者との電力受給を開始しており、その開始日から6カ月以内に申請するものです。	<input type="checkbox"/>
次世代自動 車の購入(個 人)	国内で販売される国産の4輪車両です。	<input type="checkbox"/>
	「自動車検査証」上の「使用の本拠の位置」が本市内であり、「使用者」欄は申請者と同一です。	<input type="checkbox"/>
	処分の制限期間である4年間、売却等、車両を処分する予定はありません。	<input type="checkbox"/>
	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定後、4カ月以内に申請するもので、かつ車両の初回登録年月が、令和4年3月以降の車両です。	<input type="checkbox"/>
家庭用燃料 電池システ ムの設置	設置場所は申請者の住民票上の住所と同一です。	<input type="checkbox"/>
	長岡京市内の業者に発注する工事です。	<input type="checkbox"/>
	停電時自立発電機能付きのものです。	<input type="checkbox"/>
	工事完了後4カ月以内に申請するものです。	<input type="checkbox"/>
次世代自動 車への転換 事業者支援	国内で販売される国産の4輪車両です。	<input type="checkbox"/>
	「自動車検査証」上の「使用の本拠の位置」が本市内であり、「使用者」欄は申請者と同一です。	<input type="checkbox"/>
	(リースの場合) リース契約期間は11カ月以上です。	<input type="checkbox"/>
	車両の初回登録年月が、令和4年8月以降の車両です。	<input type="checkbox"/>

上記申出内容について相違ありません。

年 月 日

長岡京市長 様

(申請者) 氏名 :

※薪ストーブ設置・次世代自動車への転換補助を申請する事業所の場合は、事業所名、代表者名を記載

長岡京市長 様

〒

（申請者）住所：

氏名：

※薪ストーブ設置・次世代自動車への転換補助を申請する事業所の場合は、所在地、事業所名、代表者名を記載

電話：

生年月日：

※薪ストーブ設置・次世代自動車への転換補助を申請する事業所の場合は、生年月日の記入は不要

市税納付状況及び住民基本台帳の情報の照会に関する同意書

私は、長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付申請をするにあたり、次の納付状況（納付額、申告の有無等）の確認のため、長岡京市長が照会することに同意します。

個人市民税 固定資産税 都市計画税 軽自動車税 法人市民税

※法人市民税は薪ストーブ設置・次世代自動車への転換補助を申請する事業所の場合

（以下、申請者が個人の場合）

また同じく、私は、長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付申請をするにあたり、次の住民基本台帳情報の確認のため、長岡京市長が照会することに同意します。

氏名 生年月日 現住所

長岡京市長 様

（申請者）氏名：

※薪ストーブ設置補助を申請する事業所の場合は、事業所名、代表者名を記載

誓 約 書

私は長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第4条第1号に掲げる薪ストーブの設置補助の申請を行うにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 設置した薪ストーブは、適切に維持管理し、火災予防に努めます。
- 2 ごみ等の廃棄物及び健康を害するおそれのあるものは、一切これを燃やしません。
- 3 薪ストーブの使用により発生する煙・においについて、近隣住民等の迷惑にならないよう配慮するとともに、万が一苦情があった場合には、誠実に対応します。
- 4 長岡京市森林組合が薪を販売する場合は、当該薪を使用します。

長岡京市長 様

工 事 完 了 報 告 書

下記の注文主が発注した、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に係る工事について、下記のとおり完了したことを報告します。

（工事業者等記入欄）

注文主（顧客） ＝工事場所の者	様（補助金申請者）
工事内容	<input type="checkbox"/> 薪ストーブの設置 <input type="checkbox"/> 住宅窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システムの設置
工事が完了した日	年 月 日
この報告書の 記入業者	【所在地】 〒 【会社名】 【担当者】 【電 話】
この報告書の 記入日	年 月 日

※注文主の長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に際し、万が一申請内容に疑義が生じた場合には、上記の報告書記入業者に、工事内容、工事完了日等について確認を行うことがあります。

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました長岡京市COOL CHOICE実践補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付決定額の根拠
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) 長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) 補助金の目的に係る範囲において、補助金の交付を受けた設備等の使用状況等の聞き取りその他の協力を求めることがあるが、協力すること。
 - (3) 補助金の交付を受けた設備等を、別に定める期間、処分することなく、適切に管理すること。万が一上記期間内に処分を行う場合は、その旨届け出ること。（この場合、補助金の返還が必要となることがある。）なお、処分の制限期間を超えて処分を行う場合は、届け出は必要ない。

※「長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに請求してください。

別記様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市COOL CHOICE実践補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました長岡京市COOL CHOICE実践補助金について、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので、長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 補助金不交付の理由

長岡京市長 様

（申請者）氏名：

※薪ストーブ設置・次世代自動車への転換補助を申請した事業所の場合は、事業所名、代表者名を記載

長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付請求書

長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

なお、補助金は次の口座に振り込んでください。

補助金請求額	円
金融機関名	
支店名	
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

※振込先口座は請求者（申請者）本人名義のものに限ります。

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の支店名・預金種目・口座番号が必要です。

年 月 日

長岡京市長 様

〒

（申請者）住所：

氏名：

※薪ストーブ設置・次世代自動車への転換補助を利用した事業所の場合は、所在地、事業所名、代表者名、担当者名を記載

電話：

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金財産処分承認申請書

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の交付を受けた下記設備等の処分について、承認されたく申請します。

補助金の交付を受けた設備等	
補助金の交付決定日 又は補助金の入金日	<input type="checkbox"/> 交付決定日 <input type="checkbox"/> 入金日
補助金の交付額	年 月 日 円
設備等の処分の方法 (売却、廃棄等)	
設備等の処分の時期	
設備等の処分の理由	

※処分の承認にあたり、補助金の返還が必要となる場合があります。

別記様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

印

長岡京市COOL CHOICE実践補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記の補助金について、
長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定を
取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定取消額 円
- 3 取消理由

別記様式第11号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

印

長岡京市COOL CHOICE実践補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記の補助金について、
長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり返還
を命じます。

記

- 1 返還を命ずる額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法

任意様式（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

〒

（委任者）住所：

氏名：

※薪ストーブ設置・次世代自動車への転換補助を申請する事業所の場合は、所在地、事業所名、代表者名、担当者名を記載

電話：

委 任 状

私は、下記の者を代理人に選任し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金に関する事務手続き一切の権限を委任します。

なお、代理人が行う事務手続きについて、異議申し立てを行いません。

記

（代理人）所在地：

会社名：

担当者：

電 話：

長岡京市長 様

出力対比表

下記の注文主が発注した、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に係る「太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置」工事について、下記のとおりであることを報告します。

（販売業者等記入欄）

太陽電池モジュールの製造業者	太陽電池モジュールの型式	1枚あたり公称最大出力	設置枚数	合計出力
		kW	枚	kW
		kW	枚	kW
		kW	枚	kW
合計			枚	kW

（販売業者等記入欄）

注文主（顧客） ＝工事場所の者	様（補助金申請者）
この報告書の 記入業者	【所在地】 〒 【会社名】 【担当者】 【電 話】
この報告書の 記入日	年 月 日

※注文主の長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に際し、万が一申請内容に疑義が生じた場合には、上記の報告書記入業者に、設置設備の詳細について確認を行うことがあります。

